

国家公務員共済組合連合会 東京共済病院

ＬＥＤ照明一式賃貸借契約に係る灯具・作業等仕様書

本仕様書は、国家公務員共済組合連合会 東京共済病院（以下「当院」という。）が実施する「ＬＥＤ照明一式賃貸借事業」において、使用する灯具及び工事仕様等受注者が守るべき必要な事項について適用する。

１．事業名称

ＬＥＤ照明一式賃貸借契約

２．工事場所

〒153-8934 東京都目黒区中目黒２丁目３－８

３．入札方式

一般競争入札方式

４．契約方式

設置作業を含む５年間のリース契約および賃貸借契約方式とする

５．競争参加資格

- (1) ７・８・９年度 全省庁統一資格Ｃ級以上を有していること。 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６条の４の規定に該当しない者。
- (2) 東京都物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者いずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者。
- (5) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てを行っていない者。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないことと認められる者でないこと。

(8) 本一般入札に係る公告の前日までの過去3年間に当院と同等規模の病院または400床以上（医療法（昭和23年法律第205号、以下、同じ。）第27条に基づく使用許可を受けたもの）の病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下、同じ。）の全館について同種の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績がある者。ただし、一部のみの導入は見つめないものとする。

(9) 本一般入札に係る公告の前日より5年以前より、LED照明賃貸借事業の売上実績がある者

6. 機器仕様

本件事業に伴い使用する照明器具、ランプ、関連資材については、次の条件を満たすこと。

(1) 口金が E26、E17、E12 等を LED ランプに交換する場合、同等以上の LED 球にすること。

(2) 直管型蛍光灯ランプを管球交換方式（バイパス工事方式）より LED 化する場合、既設の蛍光灯用照明器具に取り付けが可能であることとし、口金は G13 とすること。その際、また、LED ランプは電源内蔵型とし、給電方式は片側給電とすること。

(3) G13 口金の直管型 LED ランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会が制定する「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格 JLMA301:2021」に準拠していること。

(4) LED ランプの材質は、ポリカーボネート素材の製品を使用すること。落下時の安全面を考慮し、ガラス仕様のものは不可とする。

(5) 防滴仕様や非常灯等、特殊な用途に使用する器具については、電源外付型照明器具を可とする。

(6) 病室・各検査室・手術室等に使用する照明器具、直管型 LED ランプ、コンパクト型 LED ランプは EMC 国際規格 CISPR11、CISPR15、CISPR32 適合品であること。

(7) LED ランプの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。なお、整備予定の LED 照明製品は、プレゼンテーション時にデモンストレーションを行うこと。

(8) LED ランプの定格電圧は、AC100V～AC242V とする。但し、AC100V の電源回路上の照明については、AC100V 専用の製品も可とする。

(9) 調光照明は、ライトコントロール（調光機能）を含めた器具交換をおこなうこと。

(10) 非常用照明器具及び階段通路誘導灯は、関係法令（建築基準法、消防法）に定める器具とすること。

(11) LED ランプの性能は以下のとおりとする。

① 光源の定格寿命は、40,000 時間以上の製品とする。

② 管球交換方式での直管型 LED ランプ、コンパクト型 LED ランプの作動保証温度範囲は、-20℃～+40℃を満たすこと。

③ 演色性は Ra80 以上、診察室や手術室は Ra90 以上とすること。

- (12) LED 製品については、別紙「照明器具設置リスト」に記載の照明と同等以上の仕様（照度・色温度等）とし、意匠等が著しく変わらないものであること。また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受注者の責において対応すること。
- (13) 設置する製品は、一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
- (14) 設置する製品は、全て新品（製造年 2024 年以降）であること。
- (15) 使用する機器・製品は、規格・品質が信用に足るメーカーのものであり、環境負荷軽減に十分配慮した提案とすること。
- (16) 設置する製品のメーカー及び販売元は、国内において 5 年以上の当該メーカーの販売実績があること。
- (17) その他の詳細は、別紙「照明器具設置リスト」を参照すること。

7. 工事仕様

本件事業に伴う工事は、次の条件を満たすこと。

- (1) 設置作業に使用する雑材についても全て新品（製造年 2024 年以降）とする。
- (2) 設置前に現地調査及び回路調査、分電盤調査等を十分におこなったうえで工事を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- (3) 契約締結後、速やかに総合施工計画書（工程表、分電盤調査結果、工事体制、安全管理計画等）を作成し、当院と協議すること。
- (4) 工事の一部を第三者（下請等）に請負させる場合は、下請負業者届を提出すること。
- (5) 設置工事における安全管理については、当院と綿密な打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置工事により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担において速やかに対処すること。
- (6) 本件事業において発生する軽微な工事及び補修等については、契約の範囲として実施すること。
- (7) 蛍光灯照明器具内の電気部品（ソケット、端子台、配線等）は、劣化状態を確認のうえ、必要に応じて交換すること。なお、交換に係る費用は受注者の負担とする。
- (8) 蛍光灯照明器具内の安定器は残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯照明器具と誤認されることを防止するため、LED 化工事を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ① 適合する LED 光源の形式及び蛍光ランプの取付けが不可である旨。
 - ② LED 光源の定格電圧、定格消費電力（LED ランプ自体に記載がある場合は省略可）
 - ③ 蛍光灯照明器具の銘板に記載の情報は無効である旨。
 - ④ 工事年月、工事業者名、緊急連絡先等。

- (9) 停電工事等で病院運営上必要な機能を停止する場合は、事前に病院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。また、消灯により病院運営に支障をきたさないように、移動式の照明などを用い、施工中も一定の照度は保つようにすること。
- (10) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- (11) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の病院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。
- (12) 作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。なお、病棟エリアに関しては平日日中、その他エリアについては夕方以降から夜間または休日（土曜・日曜・祝日）を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議のうえ、柔軟な対応をすること。
- (13) 本件事業を円滑に遂行できる施工配慮をし、病室や各検査室、手術室等、特に施工に制限が伴うエリアに対する配慮をおこなうこと。
- (14) 施工中も診療業務等で工事が中断及び延期になる場合が想定されるため、その際は臨機応変に対応すること。
- (15) 作業実施過程の管理として、業務日報または業務実施報告書（任意様式）を提出すること。
- (16) 工事中は粉塵の飛散に十分注意し、状況に応じて必要な養生を行うこと。また、作業終了後には床の清掃等、環境美化に努めること。
- (17) 撤去した既存の照明器具は、受注者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。また、その費用を見込んでおくこと。
- (18) 設置工事の前後に当該照明回路の絶縁測定と照度測定を実施し、絶縁劣化等がないこと、設置前後で大きな相違がないことを書面にて報告すること。
- (19) 設置工事完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- (20) 本仕様書に記載のない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠すること。
- (21) 設置工事に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議のうえ、決定する。

8. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に当院と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ① 既設照明器具で故障が発生した（している）箇所。
- ② その他当院が優先と判断した箇所。

(2) 工事方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び工事計画を遵守すること。

9. 保守等

- (1) 保守期間は 5 年間とし、期間中は製品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 不点灯その他の不具合（以下「不点灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に製品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、不点灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当院と協議すること。
- (3) 設置工事終了後、不点灯等の不具合が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 不具合が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

10. 製品の移動等

- (1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で当院負担により製品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受注者は、前号(1)の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院に提供するものとする。

以上